

消費者行政推進基本計画の概要 ～消費者・生活者の視点に立つ行政への転換～

1. はじめに

- ・ 消費者行政の新組織の創設は、消費者の視点からの真の意味での「行政の改革」の拠点
- ・ 新組織が強力な権限と必要な人員を備えるとともに、消費生活センターの強化充実を前提にした緊密な全国ネットワークが早急に構築される必要
- ・ 新組織の活動の継続的な強化充実には、消費者の声を真摯に受け止める仕組みが不可欠

2. 新組織が満たすべき6原則

- ・ 消費者の視点で政策全般を監視し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、新組織を創設
- ・ 新たな消費者行政は、消費者に安全安心を提供すると同時に、産業活動を活性化
- ・ 新組織は、以下の6原則を満たすべき

①消費者にとって 便利で分かりやすい	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者サイドから消費者・生活者サイドへの視点の転換の象徴 ・強力な権限と責任、一元的窓口、情報収集と発信の一元化を実現 ・「取引」「安全」「表示」などの問題を幅広く所管
②消費者・生活者 がメリットを十分 実感できる	<ul style="list-style-type: none"> ・一元的窓口、執行、勧告などの機能を持つ消費者行政全般の司令塔 ・消費者に身近な問題を取り扱う法律を所管し、その他の法律も関与 ・すき間事案への対応や横断的な規制体系の整備のための新法の制定 ・父権訴訟、違法収益の剥奪等、被害者救済のための法的措置を検討
③迅速な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・相談や法執行等に迅速な対応 ・緊急時には、緊急対策本部を設置し、勧告等
④専門性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁や民間の専門家の活用等により幅広い「専門性」を確保・育成
⑤透明性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者から成る機関を設置し、新組織や各省庁の行政に消費者の声を反映
⑥効率性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の立場から強力な指導力を発揮する機動的な賢い組織 ・関係機関への事務の委任や地方への権限移譲 ・新組織が所掌する事務の地方における円滑かつ確実な遂行に配慮 ・行政組織の肥大化を招かぬよう、機構・定員及び予算を振り替え ・実績評価方式により、定期的に政策を評価・見直し

3. 消費者が頼れる分かりやすい一元的な相談窓口の設置

(1)一元的な相談窓口の設置

- ・ 地方の消費生活センター等を高齢者を含めすべての消費者が相談できる一元的な相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築
(共通の電話番号の設置、緊急事案について、代表的な窓口が365日24時間対応し得る体制の構築等)

⇒ 地方の消費生活センターを法的に位置付け

(2)国、地方一体となった消費者行政の強化

- ・ 新組織の創設と併せて、地方分権を基本としつつ、地方の消費者行政を抜本的に強化。特に当面、思い切った取組をしっかりと行っていく必要
- ・ 全国ネットワークの構築に伴い、地方の消費生活センターを法的に位置付けることを踏まえ、国は相当の財源確保に努める
- ・ PIO-NET等の国の直轄事業を充実するとともに、地方交付税上の措置や税制上の措置等を検討

4. 消費者庁（仮称）の設置とその機能

(1) 消費者庁の設置と組織法

- ・ 内閣府の外局として「消費者庁（仮称）」を設置。消費者行政担当大臣を置くことを明記
- ・ 強力な総合調整権限、勧告権、幅広い企画立案機能や充実した調査・分析機能を付与
- ・ 各府省庁の縦割りを超えて幅広い分野を対象に、新法を企画立案

(2) 情報の集約分析機能、司令塔機能

- ・ 消費者・事業者等からPIO-NET情報や事故情報を一元的に集約・分析・原因究明
- ⇒ 上記の情報を基に、消費者庁が司令塔として迅速に対応方針を決定し、政府一体として被害の拡大防止、再発防止、被害救済の実現を目指す

(3) 消費者被害の防止やすき間事案への対応等のための新法

- ・ 消費者相談に対する行政の対応を規定した、新法の成立に向けて取り組む
- ① 消費生活センター等に一元的窓口を設置し（法的に位置づけ）、相談情報を消費者庁に集約
- ② すき間事案について、消費者庁による事業者調査及びその結果の公表等の措置

(4) 個別作用法の所管（別紙参照）

- ・ 消費者に身近な問題を取り扱う法律について、以下により移管（一部移管を含む）・共管
- ・ 事故情報の報告・公表、食品表示、消費者信用等の分野において、横断的な体系化に取り組む

(i) 「表示」に関する法律

- ⇒ 消費者の商品選択の機会の確保にとっての表示の重要性、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から、消費者庁が所管。ただし、各省庁から提案も可能。法執行の一部を各省庁に委任

(ii) 「取引」に関する法律

- ⇒ 行為規制中心の法律は、被害実態を踏まえた対応の重要性、省庁横断的な調整の必要性等から、消費者庁が所管。ただし、参入規制を持ついわゆる「業法」は、企画立案を共管、処分に対して勧告、事前協議等

(iii) 「安全」に関する法律

- ⇒ 重大事故情報報告・公表制度は、消費者庁が所管し、消費生活用製品から他分野に拡大。安全基準の設定については、各省庁が消費者庁に協議した上で決定
- ・ 別紙以外の幅広い法律について、引き続き消費者庁による関与について検討を行う必要

5. 消費者庁の体制の在り方

(1) 内部組織の在り方

- ・ 総合調整等を担当する企画部門、個別作用法に係る調査・執行までを担う執行部門、緊急時の司令塔機能、情報収集・発信を担当する部門が必要

(2) 消費者政策委員会（仮称）の設置

- ・ 有識者から成る消費者政策委員会を設置し、消費者の声を反映
- ・ 委員会は、消費者政策の企画立案、重要な行政処分等に係る諮問答申、意見具申等を実施

(3) 消費者庁の規模

- ・ 「消費者を主役とする政府の舵取り役」を担うにふさわしい規模
- ・ 法律の移管等に伴い、機構、定員、予算を各府省庁から移し替え
- ・ 相談情報の分析や表示基準等の調査分析などに従事する非常勤職員を確保

食品安全委員会

- ・ どこに設置するかについては引き続き検討
- ・ リスク評価の科学的客観性は担保。リスクコミュニケーション等に関し、消費者行政との連携強化

6. 消費者庁創設に向けたスケジュール

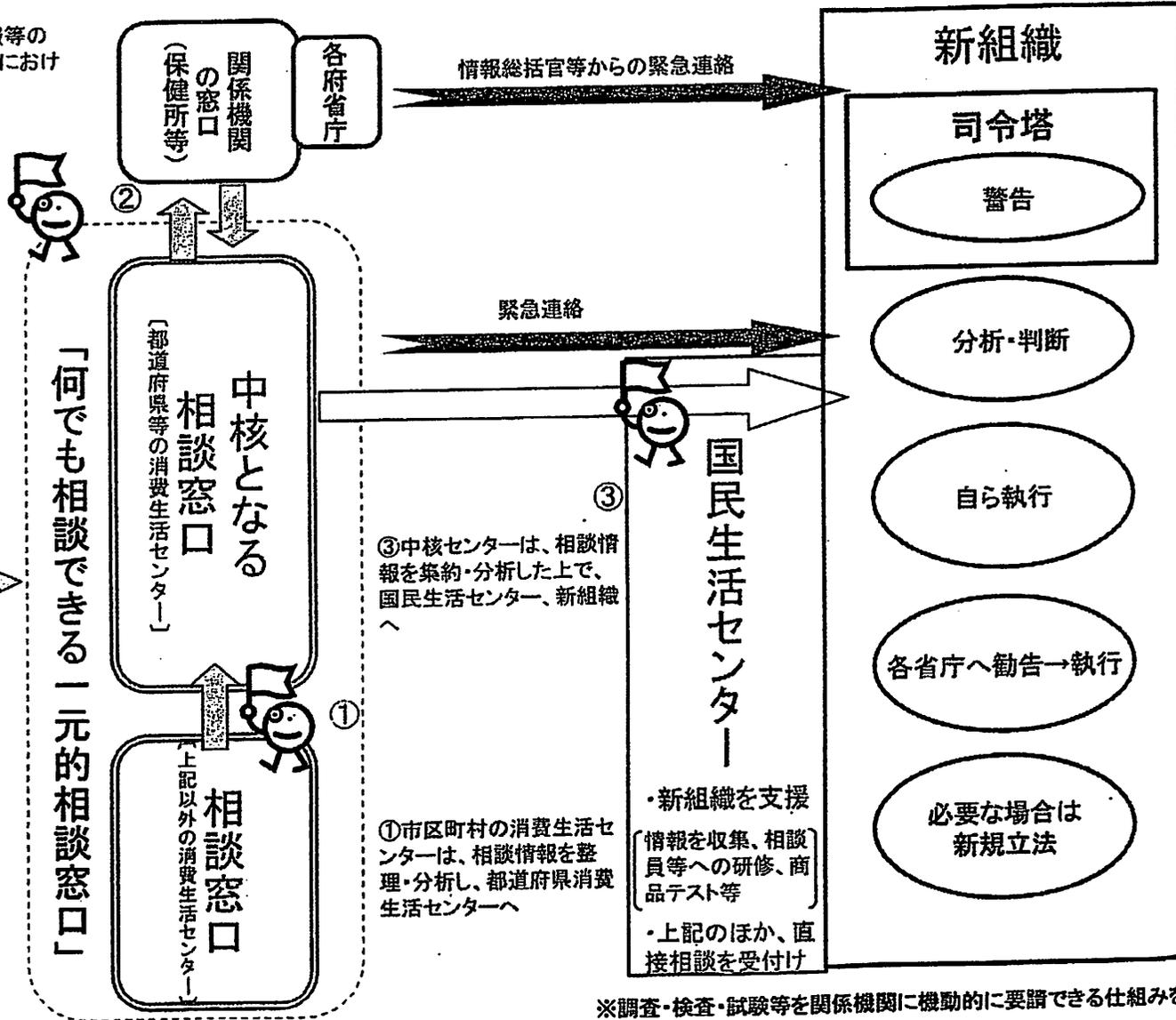
- ・ 来年度から消費者庁を発足
- ・ 設置法、新法、各個別作用法の改正法案をできるだけ臨時国会に提出。次期通常国会以降も順次提出
- ・ 内閣府において消費者庁の司令塔機能を先行実施
- ・ 消費者庁の立ち上げを円滑に進めるため、内閣官房に分野ごとのチームを編成

法律名		具体的内容	
「表示」	景品表示法	消費者庁へ移管	
	JAS法	表示基準の企画立案、執行を消費者庁に移管 表示基準策定・改正に当たり、農林水産省にあらかじめ協議・同意。 農林水産省は、案を備えて表示基準の策定・改正を要請可、法執行の一部につき農林水産大臣に委任	
	食品衛生法	表示基準の企画立案、執行を消費者庁に移管 表示基準策定・改正に当たり、厚生労働省にあらかじめ協議。厚生労働省は、表示基準の策定・改正を要請可	
	健康増進法	表示基準の企画立案、執行を消費者庁へ移管 表示基準の策定・改正に当たり、厚生労働省に協議。	
	家庭用品品質表示法	表示の標準の企画立案、執行を消費者庁に移管 表示の標準策定に当たり、経済産業省にあらかじめ協議。 経済産業省は、案を備えて表示の標準の策定・改正を要請可 法の執行の一部につき、経済産業省に委任	
	住宅品確法	表示等の企画立案、表示基準の策定は共管 執行は国土交通省が行うが、消費者庁が勧告	
「取引」	消費者契約法	消費者庁に移管	
	無限連鎖講防止法		
	特定商品預託法		
	電子消費者契約法	内閣府所管部分について消費者庁に移管	
	特定商取引法	消費者保護に係る企画立案、執行を消費者庁に移管。消費者庁は執行を一元的に行う。経済産業省は、商一般等の立場から連携	
	特定電子メール法	消費者保護の観点から行う措置命令等については、消費者庁へ移管	
	金融商品販売法	消費者庁も所管に加わる	
	出資法		
	業法	貸金業法	企画立案は共管、登録・免許、検査、処分は各省庁が行うが、消費者庁は処分について勧告権を持ち、そのための検査権限を持つ。また、処分について事前協議を受ける。
		割賦販売法	
宅建業法			
旅行業法			
「安全」	製造物責任法	消費者庁へ移管	
	食品安全基本法	消費者庁へ移管。ただし、食品安全委員会の設置等に関する規定の所管については、引き続き検討。	
	消費生活用製品安全法	重大事故情報報告・公表制度を移管 安全基準の策定に当たり協議を受ける	
	食品衛生法	安全基準の策定に当たり協議を受ける	
	有害物質家庭用品規制法		
消費者・生活者が主役となる 社会の構築等に関する法律	国民生活安定緊急措置法	内閣府所管部分について消費者庁に移管	
	買占め及び売り惜しみ防止法		
	物価統制令		
	消費者基本法	消費者庁へ移管	
	国民生活センター法		
	個人情報保護法		
	公益通報者保護法		
	特定非営利活動促進法	望ましい所管の在り方について引き続き検討	

一元的窓口と新組織との関係

(参考資料4)

②安全に関する情報等の集約のために、地方における連絡体制の強化。



※調査・検査・試験等を関係機関に機動的に要請できる仕組みを構築する。

「消費者庁」の創設について

平成20年6月17日
府 民 生 活 部
消費生活安全センター
(671-0030)

消費者行政を一元化した組織の制度設計を担う政府の「消費者行政推進会議」（座長・佐々木毅学習院大教授）の最終報告書が6月13日にとりまとめられましたので、下記のとおり報告します。

記

1 「消費者庁」創設の趣旨

消費者の不安と不信を招いた個々の事件への政府全体の対応力の向上を目指すとともに、各省庁縦割りという明治以来の日本の政府機能を見直し、消費者の視点からの真の意味での「行政の改革」の拠点となる新組織を来年度創設する。

▷新組織が満たすべき6原則

- ①消費者にとって便利で分かりやすい、②消費者がメリットを十分実感できる、③迅速な対応、④専門性の確保、⑤透明性の確保、⑥効率性の確保

2 報告書のポイント（5点）

- ① 消費者が何でも相談でき、誰もがアクセスしやすい相談窓口の全国ネットワークを構築 →全国共通の電話番号、緊急事案は代表的な窓口が24時間365日対応
- ② 相談窓口と行政の対応を直結し、トラブルに迅速な対応（一元的窓口）
→消費者関連法令を幅広く所管し、消費者の声に責任を持って執行まで一貫した対応
- ③ 消費者行政の「司令塔」として、各省庁の取組を強力に主導（強力な総合調整権限、勧告権の付与）
→各省庁への強力な勧告権の活用による迅速な対応の促進等
- ④ 消費者の目線に立って各省庁の縦割りを超え幅広い分野を対象に新法等の企画立案
→消費者に身近な問題を取扱う法律は各府省庁から消費者庁に移管（裏面参照）、各省庁のすき間に落ちる事案に漏れない対応を図るための新法の制定等
- ⑤ 政策全般に消費者の声を反映する仕組み
→消費者政策委員会（仮称）の設置や地方から政策を提案する仕組みの構築

3 消費者庁と地方自治体との関わり

- ▷ 地方自治体の消費生活センターを法的に位置付け全国ネットワークを形成
→国は相当の財源確保に努力
- ▷ 法令に基づく業者処分の執行事務等の地方自治体への移譲を促進
- ▷ 地域の消費者行政は自治事務であるが、地方自治体の取組を強化するため、交付税措置等を検討

4 今後のスケジュール

- ▷ 最終報告を受け、国が基本計画をまとめて閣議決定
- ▷ 8月の臨時国会にも関係法案提出の見込み。
- ▷ 来年度から消費者庁を発足予定、内閣府において消費者庁の司令塔機能を先行実施

5 京都府の対応

消費者行政一元化に伴う府の運営体制の整備等について、消費生活審議会委員の意見も伺いながら検討するとともに、国の動きについて、引き続き情報収集することとする。

基本計画で消費者庁への移管等される法律と府の担当課

分野	法律名	現行の国の担当省庁	消費者庁への移管・共管	府の担当課
商品・金融の「取引」	特定商取引に関する法律（旧訪問販売法）（規制）	経済産業省	移管	消費生活安全センター
	割賦販売法（規制）	経済産業省	共管	消費生活安全センター
	貸金業法（規制）	金融庁	共管	経営支援課
	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律（出資法）（罰則）	金融庁 法務省	共管	
	旅行業法（規制）	国土交通省	共管	観光課
	特定商品等の預託等取引契約に関する法律（規制）	経済産業省	移管	
	宅地建物取引業法（規制）	国土交通省	共管	建築指導課
	無限連鎖講の防止に関する法律（ねずみ講防止法）（罰則）	内閣府 警察庁	移管	
	消費者契約法（民事ルール）	内閣府	移管	
	金融商品の販売等に関する法律（民事ルール）	金融庁	共管	
	電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律（民事ルール）	経済産業省	一部移管	
	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（規制）	総務省	共管	
製品・食品の「安全」	食品安全基本法	内閣府	移管	食の安心・安全推進課
	製造物責任法（PL法）（民事ルール）	内閣府	移管	
	消費生活用製品安全法（規制）	経済産業省	一部移管	消費生活安全センター
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）（規制）	厚生労働省	共管	薬務課
製品・食品の「表示」	農林物資の規格化・品質表示の適正化法（JAS法）（規制）	農林水産省	共管	食の安心・安全推進課
	食品衛生法（規制）	厚生労働省	共管	生活衛生課
	不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）（規制）	公正取引委員会	移管	消費生活安全センター
	健康増進法（旧栄養改善法）（規制）	厚生労働省	共管	健康対策課
	家庭用品品質表示法（規制）	経済産業省	移管	消費生活安全センター
	住宅品質確保法	国土交通省	共管	
生活・物価	消費者基本法	内閣府	移管	
	独立行政法人国民生活センター法	内閣府	移管	
	個人情報保護法（規制）	内閣府	移管	政策法務課
	公益通報者保護法	内閣府	移管	労政課
	特定非営利活動促進法	内閣府	引き続き検討	NPO協働推進課
	国民生活安定緊急措置法	内閣府	移管	消費生活安全センター
	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	内閣府	移管	消費生活安全センター
	物価統制令	内閣府	移管	消費生活安全センター

※ 色つき部分は食の安心・安全推進会議において連携し、対応している法律

※ 民事ルール … 事業者と消費者間の民事上のトラブルを解決するための民法の特例

※ 一部移管 … 権限の一部を移管、共管 … 双方が所管